

日 銀 市 第 1 8 9 号  
2 0 1 8 年 1 0 月 5 日

特則適格担保の対象差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

特則適格担保の掛目の一部変更および  
共通担保の時価反映タイミング等の短縮化に関する件

1. 特則適格担保の掛目の一部変更について

日本銀行では、特則適格担保<sup>(注)</sup>の掛目の一部を2018年11月29日から変更することとしましたので、通知します。変更後の掛目は、変更日の業務開始時から適用します。詳細は、日本銀行のホームページ (<http://www.boj.or.jp>) に掲載している本日付の「適格担保の担保価格」の一部改正等について」をご参照ください。

(注) 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」および「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」に基づく適格担保を指します。

2. 共通担保の時価反映タイミング等の短縮化について

先般、「特則適格担保に関する細則」の一部改正に関する件」(2018年8月15日付日銀市第163号)でお知らせしました、共通担保の時価反映タイミング等の短縮化に伴う規程改正の実施日も2018年11月29日とします。

以 上